

(参考8) 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令 (平九農林水産省令四六) 新旧対照条文

改正後			改正前		
(輸入の禁止)			(輸入の禁止)		
第四十三条 次の表の上欄に掲げる地域(その地域に属する諸島を含む。)から発送され、又はこれらの地域を経由した同表の相当中欄に掲げる物は、法第三十六条第一項第一号の省令で定める地域から発送され、又はこれらの地域を経由した同号の農林水産大臣の指定する物とする。			第四十三条 次の表の上欄に掲げる地域(その地域に属する諸島を含む。)から発送され、又はこれらの地域を経由した同表の相当中欄に掲げる物は、法第三十六条第一項第一号の省令で定める地域から発送され、又はこれらの地域を経由した同号の農林水産大臣の指定する物とする。		
地 域	物	備考(対象とする家畜の伝染性病)	地 域	物	備考(対象とする家畜の伝染性病)
一 (略)	一 (略)		一 (略)	一 (略)	
二 中華人民共和国 (香港を除く。)	一 偶蹄類の動物の死体及びその容器包装 二 (略)		二 中華人民共和国	一 偶蹄類の動物の死体及びその容器包装 二 (略)	
三 朝鮮(大韓民国)の支配する地域に限る)、中華人民共和国(香港を除く。)、シンガポール……	一 偶蹄類の動物及びその運送のための敷料その他これに準ずる物 二 (略)		三 朝鮮(大韓民国)の支配する地域に限る)、中華人民共和国、シンガポール……	一 偶蹄類の動物及びその運送のための敷料その他これに準ずる物 二 (略)	

(備考)

「準備のため」の閣議案件について

1 ある条件が満たされない案件については、正式の閣議決定(又は了解)を行うことはできないが、急を要し次回の定例閣議を待つことができない場合で、臨時閣議又は持ち回り閣議を行うほどのものではない場合に、便宜の方法として、「準備のため」としてあらかじめ閣議請議することができる。

(例) (1) 法律案が国会において成立することが確実であり、その公布が即日公布の場合等

(2) 国会法第五七条の三に基づく内閣の意見要旨

2 (1) 準備のために行った閣議決定は、その条件が満たされた時点で正式の閣議決定となり、

(2) その条件が満たされなかった場合、又は変更があった場合には、その閣議決定は当然効力が発生しなかったものとして取り扱う。

3 閣議書の右肩に「準備のため(縦書き)」の朱書付箋を付しておく。

(九) 法令案の改正方式をいわゆる新旧対照表方式とした場合の利点と法制執務上考えられる問題点

(平一三・九・三)

一 議題

1 新旧対照表方式

法令案の改正方式として、新旧対照表方式（以下「新方式」という。）という確定された方式があるものではないが、現在、法令案に対し参考資料として作成されている新旧対照表をそのまま法令案であるところの改正文とする方式を新方式として、以下において検討対象とする。

具体的な例としては、鳥取県における新たな条例改正方式（以下「鳥取方式」という。）があり（資料1）、参考として用いるが、鳥取方式の問題点が直ちに新方式の問題点というわけではないことに留意する必要がある。

なお、全部改正の場合は、改正の分かりやすさ、新旧対照表を作成する必要がないとされていることから現行の改正方式（以下「現行方式」という。）で問題がないと考えられるため、以下は、一部改正の場合について新方式を用いる場合について検討を行うものとする。

## 2 法令案の改正方式を新方式とした場合の利点

(一) 現行方式では、一般に、法令案たる改正文のみを読んだだけではどのような改正が行われたか分かりづらいのに対し、新方式の場合、改正される字句を含んだ条文の全文が示され、改正前の条文も示されること（資料2、3）から、改正内容が分かりやすい。

なお、現行方式でも、章、節、款、条、項、号等の単位で全文改正（以下「全文改正」という。）が行われる場合には、改正前の条文は示されないものの、新たに制定される条文の全文が示されている（資料4）ことから、新方式との主な違いは、法令案として改正前の条文を必ず示すか否かであると考えられる。

(二) 改める文の作成が不要となる。

- (1) 審査の仕方にもよるが、現行方式で、まず新旧対照表ベースで、改正後の条文がどのような法律効果を有するのか、現行とどのような差異が生じるのか、その表現ぶりは適切であるか等の審査を行った上で改める文を審査していることから、新方式の場合には、新旧対照表の審査の事務量が増加することなく、改める文の審査の事務量のみが不要となる。
- (2) 法令案作成省庁としては参考資料として必ず新旧対照表を作成していることから、新方式を採用した場合、現行の改める文の作成の期間が省略できる。特に、新旧対照表をベースに条文を作成している場合、新旧対照表に変更がある度に改める文を作る期間が省けるとともに、不慣れな改める文の作成の必要がなくなる。
- (3) たとえば、条文にある字句を挿入する際、条文中に同一の文言がある場合には、挿入箇所を特定する必要があるが、現行方式では、特定の仕方が不十分な場合予期せぬ改正となるミスにつながる（資料5）が、新方式ではこのミスがなくなる。
- (4) 改める文の技術的な検討が不要となる。

(三) ただし、3で検討するように、新方式でも単なる新旧対照表だけではなく、一定の改める文を必要とする場合には、(二)にあげた利点は、改める文作成・審査の事務量の違い、改める文の作成の技術的な難度の違いにしか過ぎないとも考えられる。また、場合により、新方式のほうが現行方式よりも読み合わせ事務量が増加し、より慎重なチェックをすることが必要となることも考えられる。

## 3 法令案の改正方式を新方式とした場合の法制執務上の問題点

(一) 改正される条文の改正個所の特定及びこれに対応する改正後の個所の特定が明確でない場合、法令改正としての法律効果に疑問が生じる可能性がある。

- (1) 新旧対照表において付されている傍線だけではなく、新旧対照表の前に何らかの改める文(以下「前文」という。)(資料1、6、7、10、11、12)が付される必要があると考えられるがどうか。
- (2) 明確性を追求したことにより前文が複雑になる場合、法令案として分かりにくく、新方式とする利点がなくならないか。また、場合によっては、「第×条中「〇〇」を「△△」に改める」との表記(資料4)を、「〇〇」↓「△△」部分を表形式に改めたに過ぎない(資料7)と考えられるのではないか。
- (3) 前文として、単に「次の表の改正前欄に掲げる字句を同表改正後欄に掲げるものに改める」という程度(資料8)で法令改正として問題がないと評価できないか。
- (4) なお、傍線を付すことにより、改正箇所を明らかにするという前提で検討を行っているが、傍線を付すことが問題であったとしても、改正箇所をカラーで示す、ゴチック体で示す、斜め字で示す、網がけで示す等の技術的な検討により、問題点を回避できる可能性があるのではないか。
- (二) 新旧対照表に付された傍線についての法的効果をどのように考えるか。
  - (1) 傍線が付された部分についてのみ改正の効果があると考えた場合、文字の半分までにしかな傍線が付されていない場合(資料4、8)の法律効果はどうか。
  - (2) 改正前欄の字句に必要な傍線が付されていない場合(資料4、8)でも、改正後欄で傍線が付されているとおり改正されたと評価してよいか。
  - (3) 傍線は、改正対象である法令中の他の線(たとえば数式等における線(資料9))と法律上区別できると評価してよいか。
  - (4) 傍線が付された場合、傍線も法令を構成する要素となり、法令中に溶け込む(法令に存在する)ことに

なるのではないか。前文(資料8)があれば問題はないか。

- (5) 傍線は、正本である新旧対照表の字句に容易に付すことができることから、新方式では現行方式よりも改ざんの可能性が高まるがやむを得ないか。仮に改ざんがあった場合、正しい傍線と事後に権限なく付加された傍線との区別が困難にならないか。
- (6) 傍線が付されていない部分はどうな法律効果を有すると考えるのか。傍線が付されていない部分にも法律効果があるとする場合、傍線部分との法律上の意味の差異がなく、全文改正をした場合とどのような差異があると考えられるのか(改正前条文を法令案に明示することに意味があると考えられるのか)。いずれにせよ、わずかな字句の改正でも、必ず全文改正を行うこととなることから、現行方式より読み合わせ対象が増加する。

- (7) 傍線が付されていない部分には法律効果がないとする場合、傍線が付されていない部分に誤りがあったとしても傍線部分さえ正しければ、字句の正しい特定があり、正しい改正があったと評価できるか(資料4、8)。この場合には、法律効果のない意味のない字句を法令案中に表記することとなるが、このような表記が法令のあり方として妥当と考えるのか。法令案の分量を増やすことを分かりやすさのために仕方がないと考えるのか。国民に対する分かりやすさのためだけであれば、改正方式は現行方式のまま、法令に加え、新旧対照表を官報に掲載することで足りるとも考えられるのではないか。

- (8) 傍線についての法律上の疑義を避けるため、字句に傍線を付さないことも考えられる(資料10)が、改正箇所が明示されているという新旧対照表の利点が失われ、また、(6)と同様に事務量が增加する。

- (三) 字句の改正の場合、鳥取方式では、前文として、「次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正

部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める」としている(資料1、6、11)が、「対応する」という表記で、解釈の紛れなく意図する法令改正が実現していると評価してよいか。とにかく改正後欄のように改正が行われたと評価すればよいか。

- (1) 字句を単に削除する場合、対応する新条文の中には改められた下線部字句がない(資料6)が、問題はないと評価できるか。
- (2) 文中の字句を単に追加する場合や、項番号がない法令に新たに項番号を付す場合、旧条文の中に改められた下線部字句がない(資料11)が、問題はないと評価できるか。
- (3) たとえば、同一条文中に複数の字句の改正がある場合にその改正の対応関係を考える必要はないか(資料11)。

(4) 条文の移動がある場合、たとえば、次のような場合、

第2条 A ↓ 第2条 B  
第2の2 A'

第2条Aに対応する字句とは何か。第2条Aは、

- ・ 第2条の2A'に変わり、第2条Bが新たに追加されたのか。
- ・ 第2条Bに変わり、第2条の2A'が新たに追加されたのか。

(四) 条項の移動、削除、追加の場合、鳥取方式では、前文として、「次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動後条項等」

という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える」としている(資料1、6、11)が、このような表記で解釈の紛れなく意図する法令改正が実現していると評価してよいか。とにかく改正後欄のように改正が行われたと評価すればよいか。

(1) 「対応する」条項があるかないかは、必ずしも明確ではないのではないか。章名、節名が新たに付される場合や、条項の字句、条番号が同一でも属する章に変更がある場合(資料11)は、どのような対応関係にあると評価するのか。たとえば、(三)(4)の場合のほかに、次のような場合はどのように考えるのか。

第2条 A  
第3条 B ↓ 第2条 B'  
第8条 H 第8条 A

第2条Aは、削除されたのか、第8条Aに移動したのか。

第3条Bは、削除されたのか、第2条B'になり、字句の改正があったのか。

第8条Hは、削除されたのか、第8条Aになり、字句の改正があったのか。

(2) 対応関係は、論理的に決まるのか、新旧対照表の位置関係で決まるのか。新旧対照表の位置関係で決まるとした場合、表において改正後欄と改正前欄で行ずれがある場合(資料8)にも対応関係があると評価してよいか。

(3) (1)、(2)のような疑義を払拭するため、たとえば、各条項毎に区切り線を入れることにより条項毎の対応

関係を明らかにすることも考えられる(資料8)がどうか。

(五) 図表の改正の場合、鳥取方式では、前文として「次の表の改正前の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。))に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。))が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える、「次の表の改正前の欄別表の表示に下線が引かれた別表を削る」としている(資料12、13)が、このような表記で解釈の紛れなく意図する法令改正が実現していると評価してよいか。

(1) 「太線で囲まれた部分」では、表を囲っている実線が存在しないことにならないか(資料13)。

(2) 太線そのものが、法令に溶け込むと評価されるのではないか(資料13)。

(3) 法令中に太線がある場合、どのように区別するのか。

(4) 現行方式では、表中の項を指定し、当該項を削除する、あるいは、当該項に新たな項を追加する改正方式をとるか、表そのものを全改しており(資料14、15)、現行方式で問題がないと考えるがどうか。

(六) 法令中の、複数の条項の同一表現の繰り返しを改正する場合(たとえば、「大蔵省」↓「財務省」、新方式では改正文が多量になることから、鳥取方式では、(資料7)のように行っているが、このような方式では、現行方式(資料16)と変わるところはなく新方式の意味がないと考えられるがどうか。

仮に、複数の条項の同一表現の繰り返しを改正する場合には、鳥取方式のほうが現行方式よりも分かりやすいとする場合、字句の改正については、一般的にこのような表記が現行方式よりも分かりやすい(資料16、17)と考えるか。

### (七) 新旧対照表の表記等について

(1) 空白部分が生じるが、空白部分があることをどのように考えるか(資料6、8)。正本の空白部分に事後に書き込みが可能であり、従来の理解では問題とされるのではないか(ただし、この点は現行方式でも法令案の改める文の最後に何の表記もされず追加記入が可能であることから、問題はないとも考えられる。)

(2) 条項等の削除の場合には新旧対照表の改正後欄に「削る。」と、追加の場合には改正前欄に「(新設)」と表記される(資料8)が、この表記の法律的な効果をどのように評価すべきか。新旧対照表中の「削る。」等の表記には法律上の効果がない旨の前文をおかない限り「削る。」等の字句が法令に存在すると考えるか。

(3) 新旧対照表の中の「略」という表記(資料8)の法律的な効果をどのように評価すべきか。新旧対照表中の「略」の表記には法律上の効果がない旨の前文をおかない限り「略」の字句が法令に存在すると考えるのか。また逆に、異なるない条項については必ずその存在を示すために、「略」の表記が必要と考えるべきか。「略」の表記がない場合、異同がなくともその表記を省略された条項は改正により削除されたことになるか。

(4) 改める文の字数は48字であるが、新方式でも「改正後」の欄は字数を48字とする必要があるか。現行字数は紙のサイズに対応したものと考えられるが、その基準となる文字の大きさ(ポイント数)は、稀に、特殊な表でやむを得ず例外とされている場合(「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」)もあるが、法令文書として、文書を読むという観点からの慣行として文字数が

定められていると考えた場合、変更して良いか（ただし、官報の文字の大きさを良いのなら、変更の問題はないと考えられる。）。

また、変更した場合には、過去との整合性から経過措置を設ける必要があるか。なお、正本のサイズをB5サイズからA4サイズに変更した際には、特段の経過措置は設けられていない（現在、図表については、改正時にはB5サイズのときと同じ比率で作図することとしている。）。

(5) 新旧対照表の改正後欄と改正前欄の文字数を同じにする必要があるか。

(6) 「、」等の表記のルールは現行の改める文と同一でよいか。

(八) 法令案の条文の施行時期が異なる場合、現行方式では、施行時期の異なる「第〇条の改正規定」をとりだして施行時期を違えることが可能である（資料18）が、新方式の場合、一般的に段階改正を行うこととなると考えられるが、問題があるか。

#### 4 その他

(一) 法律案に新方式を導入しようとする場合、議員立法と異なる方式をとることは構わないか。

(二) 法律案の改正方式が現行方式のままでも、政令案に新方式を導入することは構わないか。

### 二 議事要旨

#### 1 意見

(一) 分かりやすさについて

次のような意見が出された。

・ 関係資料で「国民の分かりやすさ」としているが、実際に法律の適用を考える人は、法律案の審議を行

う国会議員のほか、政府部内等の関係者が主なのだから、そういった人について考えればよく、国民一般に対する分かりやすさについては、別途、新旧対照表の公表方法の検討等で考えればよいのではないか。

・ 関係者に対する分かりやすさについては、現在新旧対照表を参考添付しており、改める文と新旧対照表を見る現行の方が分かりやすいのではないか。

・ 現行は改める文と新旧対照表のどちらを見て検討しているのか判然としないような状況だから現行方式でも新方式でも分かりやすさについては同じではないかとの意見があったが、それに対しては、審議対象となるものが現行の改める文であるか、新旧対照表であるかで法律効果が異なるので、審議対象として現行方式が良いか、新方式が良いかを考えざるを得ないとの意見があった。

・ 新方式について、法律効果の観点から傍線をなくすとの考え方もあるが、分かりやすさのためには傍線は必要である。

(二) 法制執務上考えられる問題点について

次のような意見が出されたが、法制執務上考えられる問題点の多くは割り切りの問題であり新方式へ移行する決定的な問題点ではないとの意見、あるいは決定的な問題であるとの意見のいずれかに一致することはなかった。

・ 関係資料で指摘している問題点の他に、傍線以外の部分にも法的効果がある場合、同一国会で同一法律を輻輳して改正する際に改正対象条文が重複する確率が高くなり、改正順序の整理が煩雑であるという問題点もある。

・ 傍線以外の部分にもミスはあるべきではないが、常識の範囲程度なら、仮にミスがあっても特段の問題

は無いというとらえかたもできるのではないかと意見があったが、それに対しては、傍線以外の部分的法的効果が無いと考えると、極端に言えば傍線以外の部分が全面的に誤っていてもよいことになり、そうなるとしても傍線部分自体の特定さえできなくなってしまうことから、新旧の対応関係を確定するためには、傍線以外の部分ならば常識の範囲内のミスは仕方ないという考え方をとることはおかしいとの意見があった。

・ とにかく改正後欄のように改められると考えたとしても、条文の改廃により経過措置が必要な場合もあるのだから、条文はいったん削除されたか否か等を確定する必要があり、やはり、対応関係を明らかにする必要がある。

・ 傍線以外の部分まで法的効果があり法令を構成するとすれば、その適正さに立案側も審査側もそれぞれ責任を持つ必要がある。どのように傍線を引くか等改める文を作るのと同程度の検討を要し、また、傍線以外の部分も従来以上に審査する必要がある。従って、法的効果を持つ文章の作成範囲が広がり、負担が大き。

・ 新方式は、常識で分かるとは言えるが、どのように法改正が行われ、どのような法文となっているか自体が解釈に委ねられてしまうのは問題である。

## 2 総論

次のような意見への賛成が多く、新方式へ移行すべきとの意見の一致はみられなかった。

- ・ 新方式では、どこが改正部分なのかということが究極的に確定せず、あいまいである。
- ・ 新方式をとった場合、事務量については減りそうにない。

・ 分かりやすさのためには、新旧対照表の公表について検討する等の改善を行った方がよい。  
 ・ 改める文の作成ルールが煩雑になって事務負担を増しているのであれば、作成ルールをある程度簡素化することが現実的である。

## 三 資料

資料1 鳥取方式についての一部改正の文例

資料2 関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の例

資料3 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令の例

資料4 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律の例

資料5 予期せぬミスにつながる改正例

資料6 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(平一二鳥取県条例七二)

資料7 中央省庁改革等に伴う関係条例の整理に関する条例(平一二鳥取県条例六九)

資料8 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律(見本)

資料9 数式等における線の見本

資料10 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律(見本)

資料11 鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令(平一三鳥取県訓令六)

資料12 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平一三鳥取県条例三二)

資料13 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(平一二鳥取県条例七二)

資料14 確定給付企業年金法の表の改正例

資料15 健康保険法等の一部改正の例

資料16 中央省庁等改革のための財務省関係政令等の整備に関する政令の改め文

資料17 同政令の新旧方式

資料18 銀行法等の一部を改正する法律の施行期日

(資料1) 鳥取方式

一部改正の文例

1 基本形式

一部改正の基本形式は、次に定めるとおりとする。

↙ 4字目

○○○条例の一部を改正する条例

↙ 2字目

○○○条例(・・年鳥取県条例第・・・号)の一部を次のように改正する。

六 改正方式関係

一 一般的事項

1 次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動項等という。’)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及びの細目(下「移動後条項等’)という。’)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条等に対応す移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等’)という。’)を削り、移動条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等’)という。’)を加える。 次の表の改前の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示、削除条項等並びに様式及び別表びにこれらの細目表示を除く。以下「改正部分’)という。’)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部(条、項、号及び号細目の表示、追加条項等並びに様式及び別表並びにこれらの細目の表示を除く。以下「改後部分’)という。’)が存する場合には、当該改正部分を当該改後部分に改め、改正部分に対応する改後部分存在しない場合には、当該正部分を削り、改後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改後分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表’)という。’)に対応する次の表の改正後の欄の表線で囲まれた部分(以下「改正後表’)という。’)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正にんする改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該正後表を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び様式並びにこれらの細目の表示に下線が引かれた別表及び様式並びにこれらの(以下「移動別表等’)という。’)に対応する次の表の改正後の欄中別表及び様式並びにこれらの細目の表示に下がかれた別表及び様式並びにこれらの細目(以下「移動後別表等’)という。’)が存在する場合には、当該移動別等を該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等を削り移動後別等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等を加える。



<p>第1号様式 (第〇条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr><td style="width: 50%; height: 50px;">.....</td><td style="width: 50%; height: 50px;">.....</td></tr> <tr><td style="width: 50%; height: 50px;">.....</td><td style="width: 50%; height: 50px;">.....</td></tr> </table> <p>備考.....〇×△.....</p> <p>第2号様式 (第〇条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr><td style="width: 50%; height: 100px;">.....</td><td style="width: 50%; height: 100px;">.....</td></tr> </table> <p>備考.....</p>	.....	.....	.....	.....	.....	.....	<p>第1号様式 (第〇条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr><td style="width: 50%; height: 50px;">.....</td><td style="width: 50%; height: 50px;">.....</td></tr> <tr><td style="width: 50%; height: 50px;">.....</td><td style="width: 50%; height: 50px;">.....</td></tr> </table> <p>備考.....×××</p>	.....	.....	.....	.....
.....	.....										
.....	.....										
.....	.....										
.....	.....										
.....	.....										

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正は、平成〇年×月〇日から施行する。
- 2 改正後の第〇条の規定は、×××から適用し、・・・については、なお従前の例による。

2 具体的事項

(1) 改正文関係

① 改正文の1段落目

条、項、号及び号の細目（ア、イ及びウ又は（ア）、（イ）及び（ウ）等）の移動（いわゆる条項ずれ）、削除又は追加がある場合に用いる表現。よって、条項等の移動、削除又は追加（以下「条項等の移動等」という。）がない場合には、1段落目は不要となる。

1の基本形式中「条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条項等」という。）」とあるのは、条項等の移動等のあるものだけを表示することとし、例えば、条及び項の移動等であれば「条及び項の表示」等とし、「移動条項等」とはせずに「移動条項」とする。

また、号及び号の細目の表示の移動等であれば「号及び号の細目の表

改正後	改正前
(〇〇×) 第〇条 .....〇〇〇〇.....	(〇〇×) 第〇条 .....×××××.....
2及び3 略	2及び3 略
4 <u>××××××××××××××××</u> <u>××××××××××××××××</u>	4 略
5 略	5 <u>△△△△△△△△△△△△△△△△</u> <u>△△△△△△△△△△△△</u>
6 .....	6 .....
略	略
(×〇×) 第5条 略	(×〇×) 第5条 略
(△△△) 第5条の2 <u>〇×△×××〇×△〇×△</u> <u>〇×△〇×△〇×△〇×△〇×△</u>	(×〇×) 第5条 略
附 則	附 則
2 ..... <u>△△△</u> .....	2 ..... <u>△△△</u> .....
別表 (第〇条関係)	別表1 (第〇条関係)
1 <u>〇〇〇</u>	1 <u>〇〇〇</u>
備考.....×××	備考.....〇×△
2 略	2 略
	別表2 (第〇条関係)
	.....

ても「下線が引かれた部分」から除いておく必要がある。ただし、様式や別表の改正であっても、字句の改正等については、下線を引くことにより、2段落目において行うことに注意が必要である

例1) 改正が字句の改正(1箇所のみ)のみの場合

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

例2) 改正が字句の改正(2箇所以上)のみの場合

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

例3) 改正が字句の改正と追加のみの場合

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

例4) 改正文の1段落目において条及び号の細目の移動及び追加を行い、2段落目で字句の改正と削除を行う場合

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

③ 改正文の3段落目

表の改正のうち、項又は欄が増減するものについては、該当部分に下線をくことができないため、太線(——)で囲むことにより、改正、削除又は追加を行う。

④ 改正文の4段落目

様式及び別表(又はこれらの細目)の移動、削除又は追加がある場合に用いる表現。

⑤ 2条以上による改正

2つ以上の条例を改正する場合(附則により改正する場合を除く。)

示」等とし、「移動号等」とする。

条項等の移動等のうち、移動、削除、追加の必要に応じて不要の部分は記載しない。よって、削除又は追加のみの場合には、対応するものが存在するか否かを表示する必要がないので、単に削除又は追加することのみを表示すればよい。

不要の部分を省略すること、及びその省略方法については、2段落目から4段落目までにおいても同様である。

例1) 号の移動のみの場合

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)を当該移動号に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号及び号の細目とする。

例2) 条及び号の細目の削除及び追加のみの場合

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条等」という。)が存在しない場合には、当該移動条等(以下「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

例3) 号の細目の追加のみの場合

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「追加号細目」という。)を加える。

② 改正文の2段落目

字句の改正、削除又は追加(以下「字句の改正等」という。)がある場合に用いる表現。よって、字句の改正等がない場合には、2段落目は不要となる。

1段落目において移動した条項等の表示や削除、追加した条項等の内容についても下線が引かれているが、これは既に1段落目において移動、削除又は追加されているので、「下線が引かれた部分」から除く必要がある。

よって、1段落目において、改正前欄の「下線が引かれた部分」に移動した条項等の表示及び削除条項等がある場合にはこれを、改正後の欄の「下線が引かれた部分」に移動した条項等の表示及び追加条項等がある場合には、これがかっこ書きにより除くこととなる。

また、様式及び別表並びにこれらの細目の移動、削除又は追加がある場合には、4段落目において移動等を行うこととなるので、これについ

〇〇〇条例（年鳥取県条例第 号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中・・・・・・（以下本則において「改正部分」という。）・・・・・・  
 ・・・・

改正後	改正前

1 附 則  
 （施行期日）  
 1 ・・・・  
 （×××条例の一部改正）  
 2 ×××条例（年鳥取県条例第 号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中・・・・・・（以下この項において「改正部分」という。）・・・・・・  
 ・・・・

改正後	改正前

⑦ その他  
 改正文中で新旧対照表を指す場合には、「次の表」を用いることとし、同一段落中において2回目以降使用する場合には、「同表」を用いる。ただし、「次の表」と2回目以降に新旧対照表を用いる場所との間に「表」「別表」等の語がある場合には、これらと区別するため、2回目以降であっても「次の表」を用いることとする。

(2) 新旧対照表関係

〈共通関係〉

- ① 改正文と新旧対照表の間は、1行空けること。
- ② 新旧対照表の「改正後」「改正前」欄の下の1番上の行は空けること。
- ③ 字句の改正等をする場合には、改正前欄にあつては改正される字句及び削除される字句に、改正後欄については改正後の字句及び追加される字句に、それぞれ下線を引くこと。
- ④ 改正される条単位で新旧対照表に記載することとし、改正等のない項

については、それぞれの条例を別条により改正することとなるが、この場合には、改正文の初字は、1字ずつ繰り下がることとなる。ただし、新旧対照表の位置は、他の場合と同様の位置とする。

この場合において、2つ以上の条の改正文中に同一の略称（「改正部分」等の語）がある場合には、「（以下この条において「改正部分」という。）」等略称規定の及ぶ範囲を制限することにより、略称規定の重複を避けること。

例)

(〇〇〇条例の一部改正)

第一条 〇〇〇条例（年鳥取県条例第 号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中・・・・・・（以下この条において「改正部分」という。）・・・・・・  
 ・・・・

改正後	改正前

(×××条例の一部改正)

第2条 ×××条例（年鳥取県条例第 号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中・・・・・・（以下この条において「改正部分」という。）・・・・・・  
 ・・・・

改正後	改正前

⑥ 本則及び附則による改正

本則が2条以上ある場合には、⑤の方式によることとなるが、本則に条がなく、かつ、附則において他の条例を改正する場合であつて、本則及び附則の改正文中に同一の略称（「改正部分」等の語）がある場合には、本則において「（以下本則において「改正部分」という。）」等略称規定の及ぶ範囲を制限することにより、略称規定の重複を避けること。

例)

(〇〇〇条例の一部改正)



体が存在しなくなるため、「・・・改正」と指定することとな点に注意が必要である。

例)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正は、平成〇年×月〇日から施行する。

3 その他

- (1) 改正が大量であり、かつ、改正内容が条項の移動等のみである場合その他の場合であつて、鳥取県施行文書式規程の一部を改正する訓令（平成12年鳥取県訓令第12号）による改正前の鳥取県施行文書式規程別の第1の5の項の規定の例によることが適当であると総務課長が認めるときは、当該規定の例によることができる。
- (2) その他この一部改正の文例により難いと認めるときは、総務課長が適当と認める方式によることができる。

(資料2) 関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令の例

政令第 号

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令

内閣は、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の施行に伴い、及び關係法律の

規定に基づき、この政令を制定する。

(関稅法施行令の一部改正)

第一条 関稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二項第二号中「第二七二〇〇〇号の一の(四)のAの(2)の(i)」を「第二七二〇〇〇号の一の(四)のAの(1)の(ii)」に改める。

第八条の四第七号中「定率法」を「及び定率法」に改め、「及び関稅暫定措置法第七条の二第二項（製造用原料品の減稅又は免稅）」及び「（関稅暫定措置法第七条の二第一項の規定の適用を受ける物品にあつては、同法第十条を含む。）」を削る。

第十一条第一号中「第十九条の三」を「第十九条の三第一項」に、「及び第二十条」を「並びに第二十条第一項及び第二項」に改める。

(以下略)

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（案）新旧対照条文

改	正	案	現	行
---	---	---	---	---



三年三月三十一日まで「に」、「平成二十一年四月七日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、同表数量の欄中「一三三、〇八〇トン」を「一三三、九四〇トン」に、「五六、六〇〇トン」を「五六、七〇〇トン」に、「六九、六〇〇トン」を「五三、八〇〇トン」に、「二、九四七、五〇〇トン」を「二、二二〇、〇〇〇トン」に、「一三六、四〇〇トン」を「二四、〇五〇〇トン」に、「五八、〇〇〇トン」を「四七、八〇〇トン」に、「二二、四〇〇トン」を「二二、〇〇〇トン」に、「三三、四二二、五〇〇トン」を「四二、五、八〇〇トン」に、「七八、七〇〇トン」を「八三、二〇〇トン」に、「一五、三〇〇トン」を「一〇、七〇〇トン」に、「三七、五〇〇トン」を「三八、〇〇〇トン」に……。

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(案 新旧対照条文)

(傍線の部分は改正部分)

改正			現行				
関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第五百五十三号)別表(第一条、第二条関係)			関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第五百五十三号)別表(第一条、第二条関係)				
暫定別表第一又は別表第一の二の番号	品名	期間	数量	暫定別表第一又は別表第一の二の番号	品名	期間	数量
〇四〇一・	ミルク及びクリーム	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一三三、九四〇	〇四〇一・	ミルク及びクリーム	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一三三、〇八〇
一〇	(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他	四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	八〇	一〇	(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他	四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	八〇
〇四〇一・	の甘味料を加えたもの		とし、当該	〇四〇一・	の甘味料を加えたもの		とし、当該

〇四〇一・	のを除く。)、バター	日まで	物品の全重量のうち	〇四〇一・	のを除く。)、バター	日まで	物品の全重量のうち
三〇	ミルク、凝固したミ		量のうち	三〇	ミルク、凝固したミ		量のうち
〇四〇三・	ルク及びクリーム、		占める乳脂	〇四〇三・	ルク及びクリーム、		占める乳脂
一〇	ヨーグルト、ケフィ		肪分の割合	一〇	ヨーグルト、ケフィ		肪分の割合
〇四〇三・	アその他発酵させ又		に一五・一	〇四〇三・	アその他発酵させ又		に一五・一
九〇	は酸性化したミルク		二を乗じて	九〇	は酸性化したミルク		二を乗じて
〇四〇四・	及びクリーム(濃縮		得た数に当	〇四〇四・	及びクリーム(濃縮		得た数に当
九〇	若しくは乾燥をして		該物品の全	九〇	若しくは乾燥をして		該物品の全
一八〇六・	あるかないか又は砂		重量のうち	一八〇六・	あるかないか又は砂		重量のうち
二〇	糖その他の甘味料、		に占める無	二〇	糖その他の甘味料、		に占める無
一八〇六・	香料、果実、ナツ		脂乳固形分	一八〇六・	香料、果実、ナツ		脂乳固形分
九〇	ト若しくはココアを		の割合に六	九〇	ト若しくはココアを		の割合に六
一九〇一・	加えてあるかないか		・五九を乗	一九〇一・	加えてあるかないか		・五九を乗
一〇	を問わない。)、ミ		じて得た数	一〇	を問わない。)、ミ		じて得た数
一九〇一・	ルクの天然の組成分		を加えて得	一九〇一・	ルクの天然の組成分		を加えて得
二〇	ら成る物品、関税定		た数を当該	二〇	ら成る物品、関税定		た数を当該
一九〇一・	率法別表(以下「関		物品の全重	一九〇一・	率法別表(以下「関		物品の全重
九〇	税率表」という。)		量に乘じて	九〇	税率表」という。)		量に乘じて
二〇一・	第〇四・〇一項から		得た数量と	二〇一・	第〇四・〇一項から		得た数量と
二二	第〇四・〇四項まで		する。)	二二	第〇四・〇四項まで		する。)
二〇一・	の物品の調製食料品			二〇一・	の物品の調製食料品		
二〇	(ミルクの天然の組			二〇	(ミルクの天然の組		
二二〇六・	成分の含有量の合計			二二〇六・	成分の含有量の合計		
一〇	が乾燥状態において			一〇	が乾燥状態において		
二二〇六・	全重量の三〇%以上			二二〇六・	全重量の三〇%以上		
九〇	のものに限る。)、コ			九〇	のものに限る。)、コ		
	ーヒー、茶又はマテ				ーヒー、茶又はマテ		

〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一 〇四〇二・ 二九	をもちとした調製品 (ミルクの天然の組 成分の含有量の合計 が乾燥状態において 全重量の三〇%以上 のものに限る。)並 びに調製食料品(関 税率表第二一・〇六 項以外の項に該当す るもの及び調製食用 脂(関税率表第〇四 ・〇五項の物品の含 有量が全重量の三〇 %を超え七〇%以下 のものに限る。)を 除くものとし、ミル クの天然の組成分の 含有量の合計が乾燥 状態において全重量 の三〇%以上のもの に限る。)	平成二二年 四月一日か 三下)	七四、 九七
〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一 〇四〇二・ 二九	をもちとした調製品 (ミルクの天然の組 成分の含有量の合計 が乾燥状態において 全重量の三〇%以上 のものに限る。)並 びに調製食料品(関 税率表第二一・〇六 項以外の項に該当す るもの及び調製食用 脂(関税率表第〇四 ・〇五項の物品の含 有量が全重量の三〇 %を超え七〇%以下 のものに限る。)を 除くものとし、ミル クの天然の組成分の 含有量の合計が乾燥 状態において全重量 の三〇%以上のもの に限る。)	平成二二年 四月一日か 三下)	七四、 九七

のうち学校等給食用 のもの以外のもの			
のうち学校等給食用 のもの以外のもの			

(資料4) 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律

株券等の保管及び振替に関する法律、(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二章 保管振替機関

- 第一節 通則(第三条―第三条の五)
  - 第二節 業務(第四条―第六条の三)
  - 第三節 監督(第七条―第九条の五)
  - 第四節 合併、分割及び営業の譲渡(第十条)
  - 第五節 解散等(第十三条―第十三条の四)
- 目次中「第二章 保管振替機関等(第三条―第十三条)」を

に、「第四十六条」を「第五十条」に改める。

―第十二条の二)



第二条を次のように改める。  
(定義)

第二条 この法律において「株券等」とは、株券その他の有価証券で、その保管及び受渡しの合理化を図るべきものとして主務大臣が指定したものをいう。

2 この法律において「保管振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。  
3 この法律において「参加者」とは、保管振替機関が第六条第一項の規定により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設した者をいう。

第二章を次のように改める。

第二章 保管振替機関

第一節 通則

第三条から第一三条九四まで(略)

(中略)

第二十九条第一項中「際し」の下に「、預託株券である旨を明らかにして」を加え、同条第二項中「株主名簿に」の下に「、預託株券に係る株式である旨が記載され、かつ、」を加える。

第三十一条第三項後段を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 参加者は、保管振替機関から、当該参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式につき、第一項又は第二項の規定による実質株主の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、

速やかに、顧客(主務省令で定める場合において、当該顧客から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者)を実質株主として当該事項を報告しなければならない。

第三十二条第一項中「会社は」の下に「、保管振替機関」とを加え、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第七項中「昭和十二年法律第七十四号」を削る。

(以下略)

○株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)

改正方式関係	1 一般的事項	目次	目次
		第一章 (略)	第一章 (略)
		第二章 保管振替機関	第二章 保管振替機関等(第三条―第十三条)
		第一節 通則(第三条―第五条の五)	(新設)
		第二節 業務(第四条―第六条の三)	(新設)
		第三節 監督(第七条―第九条の五)	(新設)
		第四節 合併、分割及び営業の譲渡(第十条―第十二条の三)	(新設)
		第五節 解散等(第十三条―第十三条の四)	(新設)
		第三章 罰則(第十五条―第十五条の二)	第三章 罰則(第十五条―第十五条の二)
		第六章 附則(第四十二条―第五十条)	第六章 附則(第四十二条―第四十六条)
		附則	附則
		(定義)	(適用有価証券)
第二条	この法律において「株券等」とは、株券その他の	第二条	この法律は、証券取引所に上場されている株券を

有価証券で、その保管及び受渡しの合理化を図るべきものとして主務大臣が指定したものをいう。

- 2 この法律において「保管振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。
- 3 この法律において「参加者」とは、保管振替機関が第六条第一項の規定により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設した者をいう。

第二章 保管振替機関

第一節 通則

(保管振替業を営む者の指定)

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条各号に掲げる業務の全部(以下「保管振替行」という。)を営む者として、指定することができる。

- 一 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。
- 二 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。
- 三 取締役又は監査役のうち次に次のいずれかに該当する

他の有価証券又は流通状況がこれに準ずる株券その他の有価証券で、主務大臣が指定したもの(以下「株券等」という。)について適用する。

- 2 主務大臣は、前項の指定をしようとするときは、当該有価証券の保管及び受渡しの状況を勘案して、これをしてなければならぬ。

第二章 保管振替機関等

(指定)

第三条 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部(以下「保管振替事業」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるときは、この法律の定めるところにより保管振替事業を行う者として、指定することができる。

- 一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。
- 二 申請者が第十二条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していない者でないこと。
- 三 申請者の役員のうち、成年被後見人若しくは被保

者がないこと。

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(中略)

(保管振替機関の地位)

第二十九条 保管振替機関は、預託株券の保管に際し、預託株券である旨を明らかにして、自己を株主とする名義書換の請求をすることができる。この場合においては、預託後相当の時期にその請求をしなければならぬ。

- 2 保管振替機関は、会社の株主名簿に、預託株券に係る株式である旨が記載され、かつ、自己が株主として記載されている株式(以下「保管振替機関名義株式」という。)につき、商法第二百二十六条ノ二第一項の規定による申出をすることができる。
- 3 (略)

(実質株主の通知)

第三十一条 (略)

- 3 前二項の場合において、保管振替機関は、参加者が自己分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式については当該参加者(主務省令で定める場合において、当該参加者から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者)を、参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式につ

佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。

- 四 申請者の役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者がないこと。

(中略)

(保管振替機関の地位)

第二十九条 保管振替機関は、預託株券の保管に際し、自己を株主とする名義書換の請求をすることができる。この場合においては、預託後相当の時期にその請求をしなければならぬ。

- 2 保管振替機関は、会社の株主名簿に自己が株主として記載されている株式(以下「保管振替機関名義株式」という。)につき、商法第二百二十六条ノ二第一項の規定による申出をすることができる。
- 3 (略)

(実質株主の通知)

第三十一条 (略)

- 3 前二項の場合において、保管振替機関は、参加者が自己分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式については当該参加者(主務省令で定める場合において、当該参加者から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者)を、参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式につ

いては当該参加者が報告した者を実質株主として通知しなければならぬ。

4 参加者は、保管振替機関から、当該参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式につき、第一項又は第二項の規定による実質株主の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、顧客（主務省令で定める場合において、当該顧客から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者）を実質株主として当該事項を報告しなければならぬ。

5) (略)

(実質株主名簿)

第三十二条 会社は、保管振替機関( )と、実質株主名簿を本店に備え置かなければならない。

2・3 (略)

4 保管振替機関名義株式につき、前条第五項の規定による通知を受けたときは、会社は、通知事項の変更を実質株主名簿に記載しなければならぬ。

5・6 (略)

7 会社の親会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得

いては当該参加者が報告した者を実質株主として通知しなければならぬ。この場合においては、参加者は、顧客（主務省令で定める場合において、当該顧客から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者）を実質株主として報告しなければならぬ。

(新設)

4) (略)

(実質株主名簿)

第三十二条 会社は、実質株主名簿を本店に備え置かなければならない。

2・3 (略)

4 保管振替機関名義株式につき、前条第四項の規定による通知を受けたときは、会社は、通知事項の変更を実質株主名簿に記載しなければならぬ。

5・6 (略)

7 会社の親会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員は、その権利を行使するため必要がある

て、会社の実質株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができる。

(以下略)

ときは、裁判所の許可を得て、会社の実質株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができる。

(以下略)

(資料5) 予期せぬミスにつながる改正例

例1

第一条中「株式」を「株券」に改める。

(意図していた新旧対照表)

第一条 株式会社は、その発行する株券を自ら取得してはならない。

第一条 株式会社は、その発行する株式を自ら取得してはならない。

(誤って実現した新旧対照表)

第一条 株式会社は、その発行する株券を自ら取得してはならない。

第一条 株式会社は、その発行する株式を自ら取得してはならない。

例2

第一条中「取得した者」を「購入した者」に改める。

(意図していた新旧対照表)

第一条 取引所市場で株式を購入した者は当該発行会社が

第一条 取引所市場で株式を取得した者は当該発行会社が

その者の申請に基づいて名義書換を終えたことにより、  
 転換社債の転換によって株式を取得した者はその取得に  
 より、当該株式に係る配当金を受け取ることができる。

その者の申請に基づいて名義書換を終えたことにより、  
 転換社債の転換によって株式を取得した者はその取得に  
 より、当該株式に係る配当金を受け取ることができる。

(誤って実現した新旧対照表)

第一条 取引所市場で株式を購入した者は当該発行会社が  
 その者の申請に基づいて名義書換を終えたことにより、  
 転換社債の転換によって株式を購入した者はその取得に  
 より、当該株式に係る配当金を受け取ることができる。

第一条 取引所市場で株式を取得した者は当該発行会社が  
 その者の申請に基づいて名義書換を終えたことにより、  
 転換社債の転換によって株式を取得した者はその取得に  
 より、当該株式に係る配当金を受け取ることができる。

(資料6) 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(平12鳥取県条例72)

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第72号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように  
 改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の  
 細目(以下「移動号等」という。)に対応する同表の改正後の欄中号及び号  
 の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「移動後号等」という。)  
 が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応  
 する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等(以下「削除号等」と  
 いう。)を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当  
 該移動後号等(以下「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号等  
 を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が  
 引かれた部分(号の細目の表示及び追加号等を除く。以下「改正後部分」と  
 いう。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正  
 部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、 当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(79) 略 <u>(79の2) 廃棄物処理法第9条の5第1項の</u> <u>規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受</u> <u>け又は借受けの許可 1件につき68,000</u> <u>円</u> <u>(79の3) 廃棄物処理法第9条の6第1項の</u> <u>規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置</u> <u>者である法人の合併の認可 1件につき6</u> <u>8,000円</u> (80)～(91) 略 (91の2) 廃棄物処理法第15条の4におい て準用する同法第9条の5第1項の規定に 基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、 当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(79) 略           (80)～(91) 略

号アの手数料 火薬類製造保安責任者試験等の実施に関する事務を行う者 (6)～(11) 略	第132号アの手数料 火薬類製造保安責任者試験等の実施に関する事務を行う者 (6)～(11) 略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、鳥取県手数料徴収条例第2条第1項に第79号の2、第79号の3、第91号の2、第91号の3、第135号の3及び第135号の4を加える改正は、平成12年11月1日から施行する。

借受けの許可 1件につき68,000円  
(91の3) 廃棄物処理法第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併の認可 1件につき68,000円  
 (92)～(133) 略  
 (134) 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)第16条第1項の規定により処理することとされている火薬類取締法第3条の規定に基づく火薬類製造業の許可 1件につき220,000円  
 (135) 火薬類取締法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 ア 略  
 イ 略  
(135の2) 火薬類取締法施行令第16条第1項の規定により処理することとされている火薬類取締法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬類の製造施設の完成検査 1件につき41,000円  
(135の3) 火薬類取締法第35条第1項の規定に基づく火薬庫の保安検査 1件につき41,000円  
(135の4) 火薬類取締法施行令第16条第1項の規定により処理することとされている火薬類取締法第35条第1項の規定に基づく同項に規定する特定施設の保安検査 1件につき41,000円  
 (136)～(323) 略  
 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。  
 (1)～(4) 略  
 (5) 火薬類取締法第31条の3第1項の規定により通商産業大臣の指定する者に火薬類製造保安責任者試験等の実施に関する事務を行わせる場合における前項第132

(92)～(133) 略  
 (134) 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)第12条第1項の規定により処理することとされている火薬類取締法第3条の規定に基づく火薬類製造業の許可 1件につき220,000円  
 (135) 火薬類取締法施行令第12条第1項の規定により処理することとされている火薬類取締法第15条の規定に基づく火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
 ア 火薬類の製造施設に係るもの 1件につき41,000円  
 イ 略  
 ウ 略  
 (136)～(323) 略  
 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。  
 (1)～(4) 略  
 (5) 火薬類取締法第31条の2第1項の規定により通商産業大臣の指定する者に火薬類製造保安責任者試験等の実施に関する事務を行わせる場合における前項

鳥取県税条例（昭和29年鳥取県条例第26号）	第2条第3号及び第4号、第5条第1項、第6条、第33条の5第2項及び第3項、第36条、第45条の6、第52条、第53条第2項及び第3項、第58条第1項及び第2項、第58条の2第3項、第61条第5項、第61条の3、第75条第2項、第76条の2第1項、第2項及び第4項、第76条の4第2項、第135条5第2項、第135条の9第1項、第135条の10第2項、第143条第1項及び第3項、第144条の2、第145条第1号から第6号まで、第149条の2並びに第152条第1項並びに附則第11条第2項、第17条第3項並びに第24条第1項、第3項、第4項、第6項及び第7項	自治省令	総務省令
	第76条の2第3項	自治大臣	総務大臣
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）	第4条第1項第2号及び第2項	内閣総理大臣の公示の日	公示の日
鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）	別表20の項 別表32の項 別表32の項（1）	通商産業大臣 建設大臣 大蔵大臣	経済産業大臣 国土交通大臣 財務大臣
鳥取県総合開発審議会条例（昭和25年鳥取県条例第43号）	第3条	内閣総理大臣	国土交通大臣
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）	第4条第1項及び第5条	厚生大臣	厚生労働大臣

（資料7）中央省庁改革等に伴う関係条例の整理に関する条例（平12鳥取県条例69）

中央省庁改革等に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。  
平成12年10月17日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県条例第69号

中央省庁改革毎に伴う関係条例の整理に関する条例

（鳥取県個人情報保護条例等の一部改正）

第1条 次の表の条例名欄に掲げる条例の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条例名	条 項	改正前	改正後
鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）	第38条第2号及び第3号	総務庁長官	総務大臣
	第38条第4号	昭和25年3月鳥取県条例第7号	昭和25年鳥取県条例第7号
鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）	第8条	国民金融公庫等	国民生活金融公庫及別ニ法律ヲ以テ定ムル金融機関
職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）	第11条の10第2項	自治大臣	総務大臣
特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和27年鳥取県条例第41号）	別表備考	昭和25年大蔵省令第45号。以下「大蔵省令」という。）	以下「支給規程」という。）第14条
		その他これらに準ずる地域で大蔵省令	これらに準ずる地域で支給規程第15条
職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）	第15条第10項第3号及び第4号	労働大臣	厚生労働大臣
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）	第2条第7項及び第9項	自治大臣	総務大臣
職員の旅費に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）	別表第1項の備考1	大蔵省令」という。）	支給規程」という。）第14条
		その他これに準ずる地域で大蔵省令	これらに準ずる地域で支給規程第15条

(資料8) 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律(見本)  
法律第 号

株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律

株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる字句を、同表改正後欄に掲げるものに改める。ただし、傍線は改める字句を参考として示すものとする。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 保管振替機関</p> <p>第一節 通則(第三条―第三条の五)</p> <p>第二節 業務(第四条―第六条の三)</p> <p>第三節 監督(第七条―第九条の五)</p> <p>第四節 合併、分割及び営業の譲渡(第十条―第十二条の三)</p> <p>第五節 解散等(第十三条―第十三条の四)</p> <p>第三章 罰則(略)</p> <p>第六章 罰則(第四十二条―第五十条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「株券等」とは、株券その</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 保管振替期間等(第三条―第十三条)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第三章 罰則(略)</p> <p>第六章 罰則(第四十二条―第四十六条)</p> <p>附則</p> <p>(適用有価証券)</p> <p>第二条 この法律は、証券取引所に上場されている</p>

<p>他の有価証券で、その保管及び受渡しの合理化を図るべきものとして主務大臣が指定したものをいう。</p> <p>2 この法律において「保管振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。</p> <p>(保管振替機関の地位)</p> <p>第二十九条 保管振替機関は、預託株券の保管に際し、預託株券である旨を明らかにして、自己を株主とする名義書換の請求をすることができる。この場合においては、預託後相当の時期にその請求をしなければならない。</p> <p>2 保管振替機関は、会社の株主名簿に、預託株券に係る株式である旨が記載され、かつ、自己が株主として記載されている株式(以下「保管振替機関名義株式」という。)につき、商法第二百二十六条ノ二第一項の規定による申出をすることができる。</p> <p>(削る。)</p>	<p>株券その他の有価証券又は流通状況がこれに準ずる株券その他の有価証券で、主務大臣が指定したもの(以下「株券等」という。)について適用する。</p> <p>2 主務大臣は、前項の指定をしようとするときは、当該有価証券の保管及び受渡しの状況を勘案して、これをしなければならない。</p> <p>(保管振替機関の地位)</p> <p>第二十九条 保管振替機関は、預託株券の保管に際し、自己を株主とする名義書換の請求をすることができる。この場合においては、預託後相当の時期にその請求をしなければならない。</p> <p>2 保管振替機関は、会社の株主名簿に自己が株主として記載されている株式(以下「保管振替機関名義株式」という。)につき、商法第二百二十六条ノ二第一項の規定による申出をすることができる。</p> <p>3 保管振替機関は、保管振替機関名義株式につき、株主名簿の記載及び株券に関してのみ、株主として権利を行使することができる。</p>
--	--

(資料9) 数式等における線の見本

例1 地方特例交付金等の地方財政の特例措置に関する法律施行令

別表(第三条関係)

交付見込都道府県(法第五条第二項に規定する交付見込都道府県をいう。以下同じ。)	$\frac{1}{4} \times \frac{A}{4} \times \frac{B-C-D}{A-C-F \times 0.8-H} \times \frac{1}{B}$
不交付見込都道府県(法第五条第二項に規定する不交付見込都道府県をいう。以下同じ。)	$\frac{A}{4} \times \frac{E-F \times 0.8-G}{A-C-F \times 0.8-H} \times \frac{1}{E} \times \frac{1}{4}$

例2 砂糖の価格安定等に関する法律施行令

付録第二(第十二条の十関係)(昭五七政三三八・追加、昭六三政三六一・平二政八九・平九政一七・一部改正)

$$\left( \frac{P_1 + G}{I_1} + G_2 \right) (1 - I_1) + P_2 I_2$$

例3 学校保険法施行令

別表(平一〇政三五・一部改正)

イ 都道府県が要保護者に対して援助を行う場合	$X_1 \times \frac{D_1}{P_1}$
ロ 都道府県が準要保護者に対して援助を行う場合	$Y_1 \times \left( \frac{D_1 + Q_1}{P_1} \right) \times \frac{1}{2}$
ハ 市町村が要保護者に対して援助を行う場合	$X_2 \times \frac{D_2}{P_2}$

ニ 市町村が準要保護者に対して援助を行う場合	$Y_2 \times \left( \frac{D_2 + Q_2}{P_2} \right) \times \frac{1}{2}$
------------------------	--

(資料10) 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律(見本)

法律第 号

株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律

株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる字句を、同表改正後欄に掲げるものに改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二章 保管振替機関</p> <p>第一節 通則(第三条―第三条の五)</p> <p>第二節 業務(第四条―第六条の三)</p> <p>第三節 監督(第七条―第九条の五)</p> <p>第四節 合併、分割及び営業の譲渡(第十条―第十二条の三)</p> <p>第五節 解散等(第十三条―第十三条の四)</p> <p>第六章 罰則(第四十二条―第五十条)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「株券等」とは、株券その他の有価証券で、その保管及び受渡しの合理化を図るべきものとして主務大臣が指定したものを</p>	<p>目次</p> <p>第二章 保管振替期間等(第三条―第十三条)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第六章 罰則(第四十二条―第四十六条)</p> <p>(新設)</p> <p>(適用有価証券)</p> <p>第二条 この法律は、証券取引所に上場されている株券その他の有価証券又は流通状況がこれに準ずる株券その他の有価証券で、主務大臣が指定した</p>



(資料11) 鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令 (平13鳥取県訓令6)

鳥取県訓令第6号

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員研修規程(昭和47年鳥取県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中章の表示に下線が引かれた章(以下「移動章」という。)を当該移動章に対応する同表の改正後の欄中章の表示に下線が引かれた章とする。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(章及び条の表示、削除条並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(章及び条の表示、追加条並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条-第3条)	第1章 総則(第1条・第2条)
第2章 階層別研修(第4条-第10条)	第2章 一般研修(第3条-第11条)

<p>2 この法律において「保管振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。</p> <p>(保管振替機関の地位)</p> <p>第二十九条 保管振替機関は、預託株券の保管に際し、預託株券である旨を明らかにして、自己を株主とする名義書換の請求をすることができる。この場合においては、預託後相当の時期にその請求をしなければならない。</p> <p>2 保管振替機関は、会社の株主名簿に、預託株券に係る株式である旨が記載され、かつ、自己が株主として記載されている株式(以下「保管振替機関名義株式」という。)につき、商法第二百二十六条ノ二第二項の規定による申出をすることができる。</p>	<p>もの(以下「株券等」という。)について適用する。</p> <p>2 主務大臣は、前項の指定をしようとするときは、当該有価証券の保管及び受渡しの状況を勘案して、これをしなければならない。</p> <p>(保管振替機関の地位)</p> <p>第二十九条 保管振替機関は、預託株券の保管に際し、自己を株主とする名義書換の請求をすることができる。この場合においては、預託後相当の時期にその請求をしなければならない。</p> <p>2 保管振替機関は、会社の株主名簿に自己が株主として記載されている株式(以下「保管振替機関名義株式」という。)につき、商法第二百二十六条ノ二第一項の規定による申出をすることができる。</p> <p>3 保管振替機関は、保管振替機関名義株式につき、株主名簿の記載及び株券に関してのみ、株主として権利を行使することができる。</p>
---	--

第2章 階層別研修

(階層別研修の種類)

第4条 階層別研修は、新規採用職員研修、一般職員研修、係長研修、課長補佐研修、課長研修、現業職員及び臨時的任用職員研修に区分して行う。

(研修予定者の決定等)

第5条 所長は、毎年度当初、当該年度における階層別研修の研修予定者を定め、それぞれ所属長に通知しなければならない。

(研修生の決定等)

第6条 階層別研修を受ける者(以下この章において「研修生」という。)は、前条の研修予定者のうちから、研修生の意向等を考慮して、研修の都度所長が決定する。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、研修予定者以外の者のうちから研修生を決定することができる。

2 所長は、前項の規定により研修生の決定をしたときは、その旨を当該職員及び所属長に通知しな

第2章 一般研修

(一般研修の課程及び対象職員)

第3条 一般研修は、新規採用職員研修課程、初級吏員研修課程、中級吏員研修課程、上級吏員研修課程、監督者研修課程及び管理職員研修課程に区分して行う。

2 前項の研修課程の対象となる職員の範囲は、それぞれ職員の職務、在職年数等を基準にして自治研修所長(以下「所長」という。)が別に定める。

(実施計画の作成等)

第4条 所長は、毎年3月31日までに、翌年度の一般研修の実施計画を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の実施計画には、一般研修の基本方針及び一般研修の期間、科目、時間その他一般研修の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 所長は、第1項の実施計画の決定があったときは、当該実施計画を本庁の課及び地方機関の長(以下「課等の長」という。)に通知しなければならない。

(研修予定者の決定等)

第5条 所長は、毎年度当初、当該年度における一般研修の研修予定者を定め、それぞれ課等の長に通知しなければならない。

(研修生の決定等)

第6条 一般研修を受ける者(以下「研修生」という。)は、前条の研修予定者のうちから、研修のつど所長が決定する。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、研修予定者以外の者のうちから研修生を決定することができる。

2 所長は、前項の規定により研修生の決定をしたときは、その旨を当該職員及び課等の長に通知しなければならない。

第3章 選択研修(第11条-第13条)

第4章 特別研修(第14条-第16条)

第5章 職場研修(第17条・第18条)

第6章 派遣研修(第19条)

第7章 雑則(第20条・第21条)

附則

(研修の種類)

第2条 研修の種類は、階層別研修、選択研修、特別研修、職場研修及び派遣研修とする。

2 階層別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な一般的知識、教養、技能等を修得させるため、自治研修所において行う研修をいう。

3 選択研修は、職員がその職務を遂行するために必要な専門的知識、技能等を修得させるため、職員の希望により、自治研修所において行う研修をいう。

4 特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能等を修得させるため、職員の所属する本庁の局(課を置かない場合に限る。)、課(課に相当するものを含む。)若しくは地方機関の長(以下「所属長」という。)又は自治研修所長(以下「所長」という。)が指名した職員に対し、自治研修所において行う研修をいう。

5及び6 略

(実施計画の作成等)

第3条 所長は、毎年3月31日までに、翌年度の研修(職場研修及び派遣研修を除く。以下この条において同じ。)の実施計画を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の実施計画には、研修の基本方針及び研修の期間、科目、時間その他研修の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 所長は、第1項の実施計画の決定があったときは、当該実施計画を所属長に通知しなければならない。

第2章の2 専門研修(第11条の2)

第3章 特別研修(第12条-第15条)

第4章 職場研修(第16条・第17条)

第5章 派遣研修(第18条)

第6章 雑則(第19条・第20条)

附則

(研修の種類)

第2条 研修の種類は、一般研修、専門研修、特別研修、職場研修及び派遣研修とする。

2 一般研修は、職員がその職務を遂行するために必要な一般的知識、教養、技能等を修得させるため、自治研修所において行なう研修をいう。

3 専門研修は、職員がその職務を遂行するために必要な専門的知識、技能等を習得させるため、職員の希望により、自治研修所において行う研修をいう。

4 特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能等を習得させるため、自治研修又はその職務に直接関係のある部及び本庁の課(課に相当するものを含む。以下「部等」という。)並びに地方機関(以下「部等」という。)において行う研修をいう。

5及び6 略

講座を設けて行うものとする。

(研修の申込み等)

第12条 選択研修の受講を希望する者は、講座ごとに、所属長を通じて所長に申し込むものとする。

2 所長は、前項の申込みをした職員の中から、講座ごとに、選択研修を受ける者（以下この条において「研修生」という。）を決定する。

3 所長は、前項の規定により研修生の決定をしたときは、その旨を当該職員及び所属長に通知しなければならない。

4 所属長は、前項の通知があった場合において、特別の理由により当該職員が選択研修を受けることができないと認められるときは、速やかにその旨を所長に通知し、研修生の決定の取消しを求めなければならない。

(選択研修に係る準用規定)

第13条 選択研修の実施については、第7条から第10条までの規定を準用する。

第4章 特別研修

(特別研修の種類及び講座)

第14条 特別研修は、職員がその職

第3章 特別研修  
(実施計画の作成)

第12条 部等の長は、毎年度特別研修の実施計画を作成し、計画的に特別研修を実施しなければならない。

(所長の助言指導)

第13条 所長は、部等の長に対し、前条の実施計画の作成その他特別研修の実施に関し必要な事項について助言及び指導することができる。

(準用規定)

第14条 部等において行なう特別研修については、第7条、第8条及び第11条の規定を準用する。

第15条 自治研修所において行なう

なければならない。

3 所属長は、前項の通知があった場合において、特別の理由により当該職員が階層別研修を受けることができないと認められるときは、速やかにその旨を所長に通知し、研修生の決定の取消しを求めなければならない。

(効果の測定)

第8条 所長は、必要があると認めるときは、試験その他の方法により階層別研修の効果の測定をすることができる。

3 課等の長は、前項の通知があった場合において、特別の理由により当該職員が一般研修を受けることができないと認められるときは、すみやかにその旨を所長に通知し、研修生の決定の取消しを求めなければならない。

(効果の測定)

第8条 所長は、必要があると認めるときは、試験その他の方法により一般研修の効果の測定をすることができる。

(修了証書の授与)

第9条 所長は、一般研修が終了した場合において、研修生が次の各号に該当するときは、当該研修生に対して修了証書（様式第1号）を授与しなければならない。ただし、所長が修了証書を授与する必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

- (1) 受講時間数が当該一般研修の時間数の5分の4以上である者
- (2) 研修成績が所長が別に定める基準に該当する者

(出席状況等の通知)

第10条 所長は、一般研修が終了したときは、研修生の出席状況その他必要な事項を課等の長に通知しなければならない。

(実施記録の作成等)

第11条 所長は、一般研修が終了したときは、そのつど研修実施記録（様式第2号）を作成し、保管しておかななければならない。

第2章の2 専門研修

第11条の2 専門研修の実施については、前8条の規定を準用する。

(出席状況等の通知)

第9条 所長は、階層別研修が終了したときは、研修生の出席状況その他必要な事項を所属長に通知しなければならない。

(実施記録の作成等)

第10条 所長は、階層別研修が終了したときは、その都度研修実施記録（別記様式）を作成し、保管しておかななければならない。

第3章 選択研修  
(選択研修の講座)

第11条 選択研修は、第3条第1項に規定する実施計画で定める複数の

第7章 雑則  
(委託を受けた研修の実施)

第20条 略

(その他)  
第21条 略

別記様式 略

第6章 雑則  
(委託を受けた研修の実施)

第19条 略

(その他)  
第20条 略  
様式第1号

第 号
修了証書
所属長
氏名
研修課程を修了したことを証する
昭和 年 月 日
鳥取県自治研修所長 氏名 印

様式第2号 略

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する

務を遂行するために必要な実務に関する知識、技能等を習得させるための研修(以下「実務研修」という。)、職員がその職務を遂行するために必要な特定の課題に関する知識、技能等を習得させるための研修(以下「特定研修」という。)及び職員を研修の指導者として養成するための研修(以下「指導者養成研修」という。)に区分する。

2 実務研修、特定研修及び指導者養成研修は、それぞれ第3条第1項に規定する実施計画で定める複数の講座を設けて行うものとする。

(研修生の決定等)  
第15条 特別研修を受ける者(以下この条において「研修生」という。)は、所属長が推薦した者の中からそれぞれの職員の職務及び受講の必要性を勘案して所長が決定するものとする。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、所属長が推薦した者以外の者のうちから研修生を決定することができる。

(特別研修に関する準用規定)  
第16条 特別研修の実施については、第7条から第10条までの規定を準用する。

第5章 職場研修  
(職場研修の実施)  
第17条 所属長は、その所属する職員に対して、継続的に職場研修を実施するように努めなければならない。

(所長の助言指導)  
第18条 所長は、所属長に対し、職場研修の実施に関し必要な事項について助言及び指導をすることができる。

第6章 派遣研修  
第19条 略

特別研修については、第4条から第11条までの規定を準用する。

第4章 職場研修  
(職場研修の実施)  
第16条 課等の長は、その所属する職員に対して、継続的に職場研修を実施するように努めなければならない。

(所長の助言指導)  
第17条 所長は、課等の長に対し、職場研修の実施に関し必要な事項について助言及び指導をすることができる。

第5章 派遣研修  
第18条 略

	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき100円
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき40円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき80円

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(資料12) 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
(平13鳥取県条例32)

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第32号

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前				
	(利用の許可) <u>第4条 海友館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</u>				
	(使用料の徴収) <u>第5条 海友館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。</u>				
	(使用料の減免) <u>第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</u>				
(規則への委任) <u>第4条 略</u>	(規則への委任) <u>第7条 略</u>				
	<u>別表（第五条関係）</u>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>児童又は中学校の生徒 1人1回につき50円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	個人	児童又は中学校の生徒 1人1回につき50円
区 分	金 額				
個人	児童又は中学校の生徒 1人1回につき50円				

漁業 研究 修 支 援 資 金	年法律第267号)第2条第2項に規定する漁業者をいう。)及び漁業従事者(同項に規定する漁業従事者をいう。)の確保に資するため、新たに海面における漁業に就業しようとする者で、知事の認定を受けた研修計画に基づき実施される漁業の技術又は経営方法を修得するための研修(以下「漁業研修」という。)を受けるものに対して貸し付ける資金	(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事とその都度定める期間)以内に県内において海面における漁業に従事し、引き続き5年間従事したとき(当該5年間の期間1年につき90日以上出漁した場合に限る。)	債務の2分の1
	2 前号に掲げる条件を満たすこととなったときから引き続き1年間県内において海面における漁業に従事したとき(当該1年間の期間内に90日以上出漁した場合に限る。)	前号の規定により免除された後の債務の5分の1	
	3 前号に掲げる条件を満たすこととなったときから引き続き一年間県内において海面における漁業に従事したと	前号の規定により免除された後の債務の4分の1	

(資料13) 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例  
(平12鳥取県条例71)

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県条例第71号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲		貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	
知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。				知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。			
略	略	略		略	略	略	
へき地勤務医師等修学資金	略	略		へき地勤務医師等修学資金	略	略	
	県内における漁業者(漁業法(昭和24	1 漁業研修を修了した日から1年		略			

漁業研修支援助資金	の期間内に90日以上出漁した場合に限る。)	
	7 前6号の期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたため漁業に従事することができなくなったとき。	債務の全部
	8 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため漁業に従事することができなくなったとき(保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。)	債務の全部又は一部

略備考

1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、理学療法士及び作業療法士修学資金の項免除の条件の欄第1号並びにへき地勤務医師等修学資金の項免除の

備考 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、理学療法士及び作業療法士修学資金の項免除の条件の欄第1号並びにへき地勤務医師等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事

漁業研修支援助資金	き(当該1年間の期間内に90日以上出漁した場合に限る。)	
	4 前号に掲げる条件を満たすこととなったときから引き続き1年間県内において海面における漁業に従事したとき(当該1年間の期間内に90日以上出漁した場合に限る。)	前号の規定により免除された後の債務の3分の1
	5 前号に掲げる条件を満たすこととなったときから引き続き1年間県内において海面における漁業に従事したとき(当該1年間の期間内に90日以上出漁した場合に限る。)	前号の規定により免除された後の債務の2分の1
	6 前号に掲げる条件を満たすこととなったときから引き続き1年間県内において海面における漁業に従事したとき(当該1年間	前号の規定により免除された後の債務の全部

期間の計算については、他の養成施設等又は看護職員養成施設への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等又は看護職員養成施設への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

2 漁業研修支援資金の項免除の条件の欄第1号から第6号までの規定による海面における漁業に従事した期間（以下「漁業従事期間」という。）の計算については、災害、疾病その他やむを得ない理由のため漁業に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより漁業に従事したときは、後の漁業従事期間は、前の漁業従事期間に引き続くものとみなす。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

(資料14) 確定給付企業年金法の表の改正例

「確定給付企業年金法」の一部改正

別表第一第一号の表環境事業団の項の次に次のように加える。

企業年金基金	確定給付企業年金法
--------	-----------

○表が分かれているように示す例(新旧対照表)

別表第一 公共法人等の表(第四条、第十一条関係)		別表第一 公共法人等の表(第四条、第十一条関係)	
一次の表に掲げる法人		一次の表に掲げる法人	
名称	(略)	名称	(略)
環境事業団	環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)	環境事業団	環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)
企業年金基金	確定給付企業年金法	環境事業団	環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)
危険物保安技術協会	消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)	危険物保安技術協会	消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)



(略)	(略)
二 (略)	二 (略)

(資料15) 健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上
第三級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上
第四級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上
第五級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上
第六級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上
第七級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上

○表のみ全改で柱書を注記している例(新旧対照表)

◎健康保険法(大正十一年法律第七十号)

(第一条関係)

(傍線が改正部分)

改正案			現		
等級	標準報酬		等級	標準報酬	
	月額	日額		月額	日額
第一級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	第一級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円
第二級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	第二級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円
第三級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	第三級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円
第四級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	第四級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円
			第五級	一二八、〇〇〇円	三、九三〇円

【標準報酬】  
 第三条 標準報酬ハ被保険者(日雇特例被保険者ヲ除ク第七條第一項、第八條、第八條ノ二、第九條第一項、第九條ノ二第二項及第四十三條第三項第二号ヲ除キ第四章迄ニ於テ之ニ同ジ)ノ報酬月額ニ基キ左ノ等級区分(次条ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ等級区分)ニ依リ之ヲ定ム

【標準報酬】  
 第三条 標準報酬ハ被保険者(日雇特例被保険者ヲ除ク第七條第一項、第八條、第八條ノ二、第九條第一項、第九條ノ二第二項及第四十三條第三項第二号ヲ除キ第四章迄ニ於テ之ニ同ジ)ノ報酬月額ニ基キ左ノ等級区分(次条ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ等級区分)ニ依リ之ヲ定ム

○関税定率法等の一部改定の例

別表第一の四を次のようにあらためる。

別表第一の四 削除

表の全削の場合の表部分に傍線の例

改正後		改正前						
別表第一の四 削除		別表第一の四 段階的に暫定税率の引下げを行う水産物に係る暫定関税率表(第一条関係)						
	関税定率法 別表の番号	品名	税率					
		魚(冷凍したもの)	<table border="1"> <tr> <td>平成七 年四月 一日か ら平成 八 年三 月三 日まで に輸入 される もの</td> <td>平成八 年四月 一日か ら平成 九 年三 月三 日まで に輸入 される もの</td> <td>平成九 年四月 一日か ら平成 一〇年 三 月三 日まで に輸入 される もの</td> <td>平成一 〇年四 月一日 から平 成一 一 年三 月三 日まで に輸入 される もの</td> <td>平成一 一 年四 月一日 から平 成一 二 年三 月三 日まで に輸入 される もの</td> </tr> </table>	平成七 年四月 一日か ら平成 八 年三 月三 日まで に輸入 される もの	平成八 年四月 一日か ら平成 九 年三 月三 日まで に輸入 される もの	平成九 年四月 一日か ら平成 一〇年 三 月三 日まで に輸入 される もの	平成一 〇年四 月一日 から平 成一 一 年三 月三 日まで に輸入 される もの	平成一 一 年四 月一日 から平 成一 二 年三 月三 日まで に輸入 される もの
平成七 年四月 一日か ら平成 八 年三 月三 日まで に輸入 される もの	平成八 年四月 一日か ら平成 九 年三 月三 日まで に輸入 される もの	平成九 年四月 一日か ら平成 一〇年 三 月三 日まで に輸入 される もの	平成一 〇年四 月一日 から平 成一 一 年三 月三 日まで に輸入 される もの	平成一 一 年四 月一日 から平 成一 二 年三 月三 日まで に輸入 される もの				

関税定率法 別表の番号	品名	税率
七四	さば(クロムベル・スコムプル ス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニック)	九・四%
〇三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらし	八・八%
〇三〇三・八〇	二 たら(カドウス風・テラグラ風又はメルルシウス風のもの)の卵	八・二%
〇三〇四	魚のフィレその他 の魚肉(生鮮のもの)	七・六%
		五・六%
		五・二%
		四・九%
		四・六%
		四・二%

に限るものとし、  
第〇三・〇四項の  
魚のフィレその他  
の魚肉を除く。  
その他の魚(肝  
臓、卵及びしらし  
を除く)



(資料18) 銀行法等の一部を改正する法律の施行期日

銀行法等の一部を改正する法律

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中銀行法第十七条の二を削る改正規定及び第四十七条第二項の改正規定(「第十七条の二」を削る部分に限る。)、第三条中保険業法第一百十二条の二を削る改正規定及び第二百七十条の六第二項第一号の改正規定、第四条中第五十五条の三を削る改正規定、第八条、第九条、第十三条並びに第十四条の規定並びに次条、附則第九条及び第十三条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第十条から第十二条までの規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十七条の規定 平成十三年十月一日

(二〇) 法令案の改正方式をいわゆる全文改め方式とする場合の基準及び利点並びに主に法制執務上考えられる問題点について

(平一三・九・一〇)

一 議題

1 法令の改正条文の作成作業量の軽減の観点から、法令の一部改正の場合においても、改正の必要な部分のみを

個別に改めていく方式(個別改正方式)ではなく、当該条文又は法令全体を全部改正する方式(全部改正方式)を採用すべきではないか。

2 全部改正方式の利点としてはどのような点が挙げられるか。また、法制執務上どのような問題点があるか。長所、短所があるとすれば、どのような基準で個別改正方式と全部改正方式を使い分けるべきか。

(検討)

1 単一の条(項、号)中の文言の改正の場合

(1) 改正方式のタイプ

A 第〇条中「」を「」に、「」を「」に改める。(個別改正方式)

B 第〇条を次のように改める。(全部改正方式)

(2) 全面改正方式の長所と短所

(長所)

① 改め文は極めて容易に作成できる。

② 改正後の条文がどのようなものなのかがわかりやすい。

(短所)

① 改正部分ごく少ないような場合を想定すると、そのような場合でも条文全体について再度規定し直すこととなるため、改正文が長くなり、読み合わせ等の手間がむしろ増加する。

② 改正部分がごく少なく、単純なもののような場合(例えば、手数料の額を「一万円」から「二万円」に引き上げる場合)を想定すると、個別改正方式の方が改正の趣旨が明瞭であるのに対し、全部改正方式で